

地域振興会議の役割等について

1 設置の目的

- 各地域の資源や特性を活かした更なる地域活性化
- 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興
- 地域課題を地域ぐるみで解決していく、協働のまちづくりの視点の継承

2 所掌事項（審議事項）

- 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、答申すること
- 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議をすること
- 上記2点について、市長に意見を述べること

3 委員の任期

- 委員の任期は2年（再任は妨げない）

4 会 議

- 各地域での会議 — 概ね年6回の開催を予定
※開催方法は単独又は合同（ブロック会議等）
※合同会議は共通の議題を設定し、必要に応じて開催します。
- 会長会 — 年2回（8月、2月）の開催を予定
※これ以外にも必要に応じて随時開催します。
※会長会の役割等は、次のとおり
 - ・各地域の振興と鳥取市の一体的な発展を目指す立場で、市長と意見交換を行なう。
 - ・各地域振興会議の運営状況などについて、連絡及び情報交換を行なう。

5 会議内容の公開・情報の提供

- 会議は公開とする。ただし、議長が会議に諮ったうえで非公開にできる。
- 会議内容は公表し、住民の意向を把握し、会議に反映していく。
- 住民の意向を把握した、客観的な広い視野でのオープンな議論が必要

6 設置期間

- 10年間（令和7年3月31日まで）

